

日本生活協同組合連合会 人権方針

日本生活協同組合連合会（以下、「当会」）はコープ SDGs 行動宣言に基づき、当会の事業・活動を進める上で直接的・間接的に関わる「人」の人権尊重の責任を果たすために「人権方針」をここに定めます。

そして、全国の生協、組合員と協力しながらコープ SDGs 行動宣言で掲げた取り組み等をより一層推進し、人権が尊重される持続可能な社会の実現に貢献します。

1. 人権方針の策定にあたって

当会は「平和とよりよい生活のために」を創立宣言で掲げ、核兵器廃絶や平和に関する取り組み、環境に配慮した商品の開発、消費者の権利を守る運動などの取り組みを組合員とともに進めてきました。そして、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）に対して、生協もその一端を担うべく2018年6月の日本生協連第68回通常総会の特別アピールで「コープ SDGs 行動宣言」を採択しました。コープ SDGs 行動宣言を通じて、エシカル消費、地球温暖化対策、子どもの貧困対策、ジェンダー平等、地域社会づくり、健康・福祉・助け合いなど、人と社会を大切にする取り組みをさらに広げています。

こうした事業・活動には多くの「人」が関わっています。当会では持続可能な社会を実現する上で、当会の事業・活動に関わる人の人権を尊重します。そのために、当会の役職員は人権尊重を理解し、対応を進めていきます。そして、会員生協や組合員、取引先などのステークホルダーと協働して、人権が尊重される持続可能な社会の実現に貢献する取り組みを広げていきます。

2. 人権方針

① 人権の尊重

当会では、国際人権章典や労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言に規定された人権を尊重します。国連のビジネスと人権に関する指導原則に基づき、人権尊重の取り組みを進め、運用していく中で定期的に見直しを図ります。

② 適用範囲、周知浸透・教育

商品調達に関係する取引先や生産者、商品加工業者、当会グループで働く役職員、商品を実際に供給する会員生協役職員、商品を利用する組合員など、当会の事業・活動に直接

的・間接的に関係があるステークホルダーの人権に負の影響を与えないよう、人権尊重の取り組みを進めます。そのために、当会グループの役職員（出向受入職員・派遣職員、子会社役職員を含む）に対して人権尊重に関する理解を広げ、継続的に適切な教育を実施します。また、ステークホルダーと協働して人権の尊重を推進できるよう、人権尊重の理解・認識の共有を働きかけます。

③推進体制

人権の尊重に関する取り組みを有効かつ効率的に組織全体で推進するよう、代表理事専務を責任者とした組織横断の推進体制を構築します。

④人権デュー・ディリジェンスの実施

日本生協連グループの役職員のみならず、当会の事業・活動に関わりのあるステークホルダー全体を視野に入れた人権デュー・ディリジェンス（当会の事業・活動における人権への影響評価・重点課題の特定、予防・軽減策等の実施、追跡調査、外部への情報発信・コミュニケーション）を実施します。

⑤是正・救済の仕組みづくり

当会の事業・活動によって人権侵害に遭われたステークホルダーからの相談・通報を広く受けられるよう、相談・通報窓口等を組織の内部・外部にそれぞれ準備します。相談・通報窓口等で寄せられた内容や人権デュー・ディリジェンスの実施によって発見された課題等の解決を図る体制を整備します。

⑥情報開示・対話

当会の事業・活動における人権尊重の取り組みの進捗や課題をコーポレートサイト等で適切に開示し、ステークホルダーとのさらなる対話に繋がります。

⑦持続可能な社会の実現に向けた取り組み

人権が尊重され、誰もが笑顔でくらす持続可能な社会の実現にむけて全国の生協、組合員とともに学び合い、取引先などステークホルダーとも協力しながらコープ SDGs 行動宣言の実践を進めます。

代表理事統括専務
嶋田 裕之